

「育児休業制度」

利用してみませんか？

育児休業給付金が拡大した今こそ、パパが育児休業を取るチャンスです！
男性の育児休業の取得には次のようなメリットがあります。

good!

家庭が安定する

- 子育ての喜びと苦労を分かち合うことで、夫婦の絆が深まる。
- ママの育児ストレスが減り、第2子以降も生み育てやすい。

good!

仕事に好影響

- 時間意識が高まり、生産性の向上につながる。
- 情報の共有化により、チームワークが高まる。

good!

ママが輝く

- 仕事と家事を両立しやすくなり、女性が活躍する場が広がる。
- 「女性の力」が発揮されることで、企業経営にもプラス効果。

参考：厚生労働省 雇用均等・児童家庭局/都道府県労働局(雇用均等室)
※育児休業給付については最寄りのハローワークへお問い合わせください。

個人の能力を発揮し、働くことのできる体制づくり
就業を希望しながら働いていない女性は315万人に達します。人口減少による労働力不足が懸念される中、働く女性を増やすことはとても重要です。子育てが落ち着いて再就職を望む女性が多い中、過去の経歴を活かした職業に就くことや、正規労働者として働くことは難しいのが現状です。企業も育児休業制度・介護休業制度の普及や利用の啓発、

働時間の短縮など仕事と家庭生活の両立に向けて、社会的な支援や職場環境の整備を積極的に推進する必要があります。
男性についても、企業のリストラが進み、人員が少なくなった影響で、長時間労働が増える傾向にあり、有給休暇や育児・介護休暇も取得しにくいというのが現状です。男性は「家庭よりも仕事を優先する」という働き方を見直し、誰もが子育てと仕事を両立できるようにするために、女性と同様、勤務時間の短縮、育児・

介護のための休業制度等の整備、制度を利用しやすい環境作り、身近な場で相談できるような地域支援等様々な取組が必要です。
誰もが自分の力を活かし、生き生きと暮らせる社会をつくるためには、男女共同参画の視点で社会の制度を見直すとともに私たちも身の回りの課題に気付き、できることから変えていくことが必要ではないでしょうか。

女性支援相談室開催のお知らせ

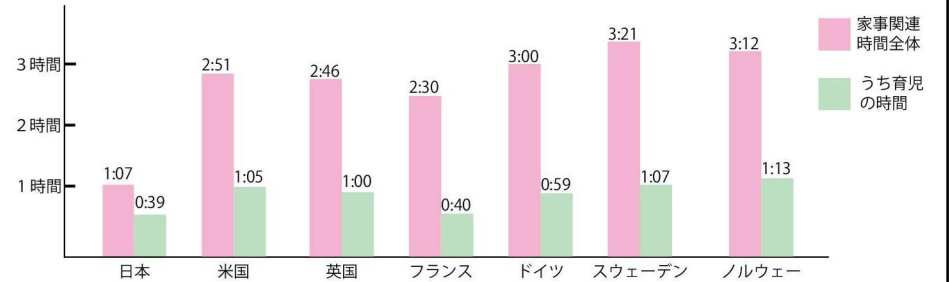
- ◆2月17日(水) 13時～17時
有明地区公民館(旧農村環境改善センター)
- ◆3月2日(水) 13時～17時
志布志支所 5階会議室

女性支援相談専用フリーダイヤル

Tel: **0120-786-054** (月～金 8:30～17:00)

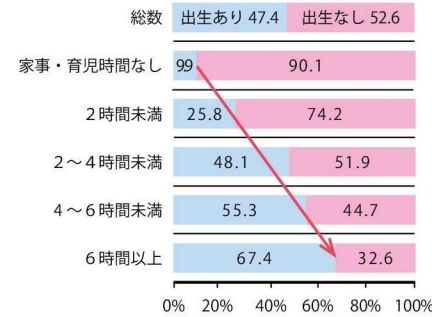
※DV、デートDVで悩んでいませんか。
相談無料、秘密は守ります。

グラフ3 6歳未満児のいる夫の家事・育児関連時間(1日当たり)



資料：平成25年男女共同参画白書

グラフ5 夫の平日の家事・育児時間別にみた第2子の出生割合



資料：厚生労働省「第9回21世紀成年者縦断調査」(2011年)

注1) 集計対象は①または②に該当し、かつ③に該当するこの8年間子どもが生まれた同居夫婦である。

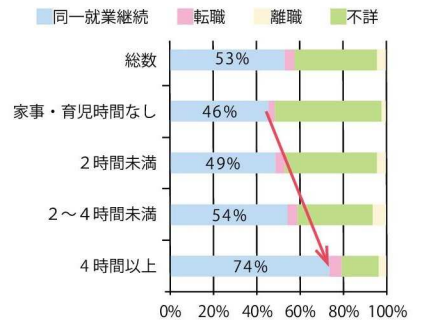
①第1回から第9回まで双方が回答した夫婦

②第1回に独身で第8回までの間に結婚し、結婚後第9回まで双方が回答した夫婦

③妻が出産前に仕事ありで、かつ、「女性票」の対象者である

注2) 8年間で2人以上出生ありの場合は、未子について計上

グラフ4 夫の家事・育児時間別にみた妻の就業継続割合



男の人の働き方も変えていかないと家事や子育てをしなくてもできないですね。企業の意識が変わることも重要です。



女性の継続就業・出産と男性の家事・育児参加
日本の夫(6歳未満の子どもを持つ場合)の家事・育児関連時間は1時間程度と低水準です。(グラフ3)
夫の家事・育児時間が長いほど、第1子出産前後の妻の継続就業時間が高く、また、第2子の出生割合も高くなっています。(グラフ4・5)
この背景には「男は仕事、女は家庭」という「固定的性別役割分担意識」が解消されていないことや男性中心の企業意識、慣行が未だに根強く残っていることが考えられます。
男女がともに仕事と子育ての両面を大切にできるよう、働き方の見直しや仕事と子育ての両立を支援することが求められています。